

## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (1) 概観

---

37年には、景気調整下にもかかわらず雇用はなお堅調に推移し、労働市場の基調も前年と変らなかったことなどにより、労働組合員数の増加は前年には及ばなかったもののひきつづきかなり大幅で、雇用労働者中にしめる組織労働者の割合(推定組織率)もほぼ前年と保合であった。労働運動の面においては、前年につづき、経済闘争重視の傾向が一そう押し進められ、賃金その他の経済的要求をめぐる争議が活発に展開された。なかでも春季賃金闘争は景気調整下にもかかわらず前年を上回る規模で行なわれた。一方、引き続き技術革新や、エネルギー革命のなかで合理化反対をめぐる争議もかなり活発に行なわれ、とくに炭労の石炭政策転換闘争は、年間を通じ注目の的となった。このほか、時間短縮をめぐる海員組合の争議で10日間の停船ストが行なわれたことや、安定賃金をめぐる新日本窒素水俣工場の争議で労使が激しく対立したまま越年したことなど注目すべき動きがみられた。

なお、37年の争議を争議統計によってみると、企業整備に対する解雇反釘争議が増加し、また、年末一時金争議が低調に終るなど、景気調整の影響が労働争議の面にあらわれた。しかし、過去の調整期と比較すると、消極的要求をかゝげる争議の増加がわずかであった反面、中小企業を中心として賃金増額要求争議が増加するなど、好況下の影響がなお残存したことが、今回の調整期における争議の特徴であった。

以下37年の労働組合組織ならびに労働争議の現状をのべ、あわせて長期的にみた位置づけにふれてみよう。

---

第2部 各論

5 労使関係

(2) 労働組合組織の動向

1) 労働組合員数の動き

37年6月末現在の労働組合数は47,812組合、組合員数は897万人で、前年と比べると、組合数で2,716組合(6.0%)、組合員数で61万1千人(7.3%)の増加となった。これを前年の3,535組合(8.5%)増および69万8千人(9.1%)増に比べると若干及ばなかったが、35年の年間増加数よりは大幅であり、35年以降3カ年間にわたり顕著な増勢が持続している。この組合員数の増加率は同じ期間の雇用労働者の増加率とほぼ見合っていたため、推定組織率は前年と保合の36.2%となった(第5-1表、第5-1図)。

第5-1表 労働組合数および組合員数の推移

第5-1表 労働組合数および組合員数の推移

年	組 合 数	組 合 員 数	対 前 年 増 減 率	
			組 合 数	組 合 員 数
30年	32,012 (18,013)	6,166,348人 (6,285,878)	1.8% (Δ0.6)	3.0% ( 3.5)
31	34,073 (18,935)	6,350,357 (6,463,118)	6.4 ( 5.1)	3.0 ( 2.8)
32	36,084 (19,297)	6,606,275 (6,762,601)	5.9 ( 1.9)	4.0 ( 4.6)
33	37,823 (20,132)	6,881,581 (6,984,032)	4.8 ( 4.3)	4.2 ( 3.3)
34	39,303 (20,725)	7,077,510 (7,211,401)	3.9 ( 9.2)	2.8 ( 3.3)
35	41,561 (21,957)	7,561,316 (7,661,568)	5.7 ( 5.9)	6.2 ( 6.2)
36	45,096 (24,237)	8,154,176 (8,359,876)	8.5 (10.4)	8.5 ( 9.1)
37	47,812 (24,899)	8,783,691 (8,971,156)	6.0 ( 2.7)	7.7 ( 7.3)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 各年6月末

2) この調査では各種の労働組合およびその連合団体を、1 単位組合 2 単一組織組合 3 連合団体の3つに大別し、2はさらにイ本部、ロ連合扱組合(たとえば地方本部など)、ハ単位扱組合(単一組織組合の最下部組織でたとえば分会など)の3つに分けて集計している。このうち1と2のハとをそれぞれ1単位として集計したものを「単位労働組合」(上表中括弧外の数)として表わし、1と2のイをそれぞれ1単位として集計したものを「単一労働組合」(上表中括弧内の数)としてしめしている

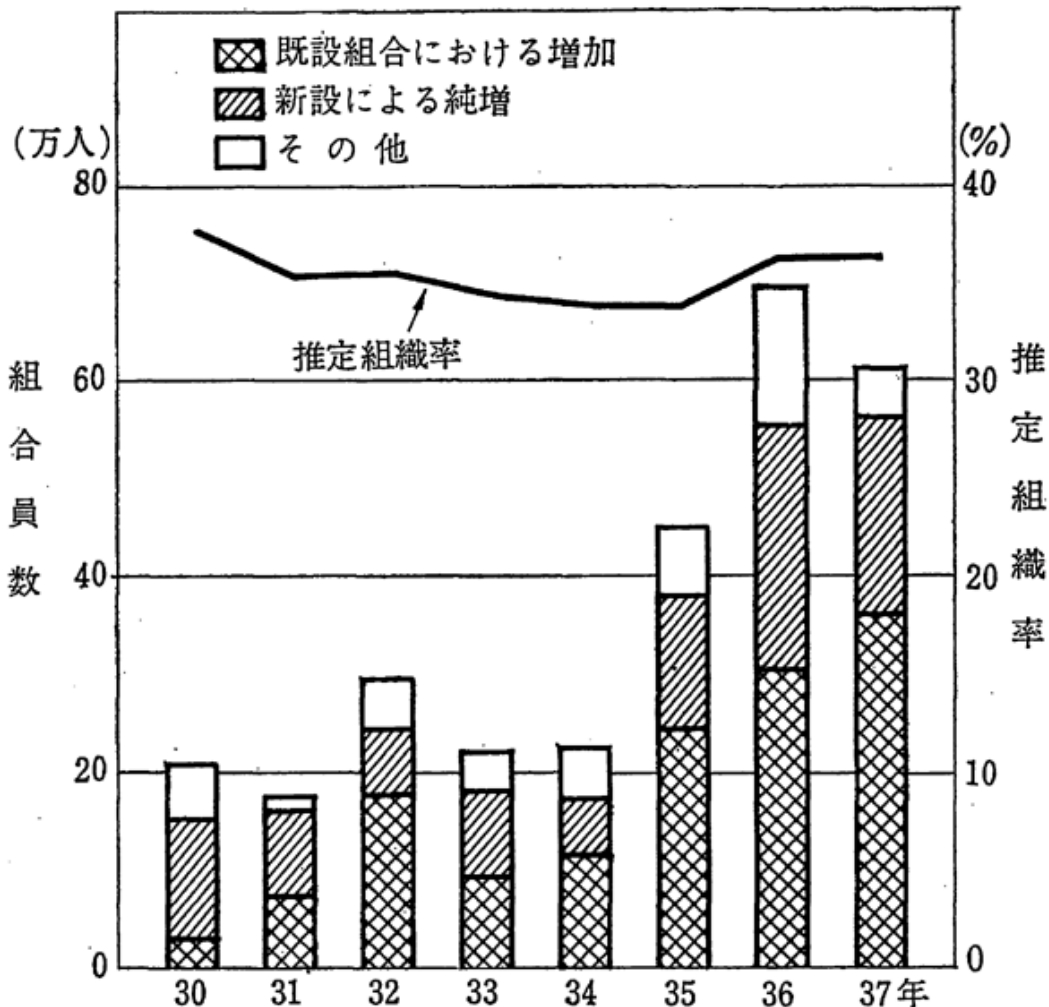
3) Δ印は減少をしめす

組合員数の増加の内容を単位労働組合について要因別にみると、まず既設組合内において増加した組合員数は60万4千人で、前年の増加数よりさらに5万7千人(10.4%増)上回った。一方減少した組合員数はほぼ前年なみの24万人にとどまったため既設組合における組合員数の純増は36万2千人と前年をさらに上回っている。つぎに、組合の新設による組合員数の増加はほぼ前年なみであったのに対し、組合の解散による組合員数の減少が前年より約5万人ふえたため新設、解散の差による増加分は20万1千人となった。このため、増加組合員数のなかにしめる既設組合における増加組合員数

の割合は一段と高まって57.5%となっている(第5-1図)。

第5-1図 要因別増加組合員数および推定組織率の推移

第5-1図 要因別増加組合員数および推定組織率の推移



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 新設による純増は実質・形式をあわせた新設から実質・形式をあわせた解散を減じたもの  
 2) 既設組合における増加は34年以前は50人以上または10%以上の組合員の増減があったもののみをしめす  
 3) その他は非独立組合員数の増減および把握もれ組合員数である

既設組合における組合員数の増加のうち84.8%は雇用の増加にもとづくもので、この比率は前年よりさらに4.3ポイントの上昇がみられた。しかし、組合の新設による増加のうち未組織労働者の組織化にともなう実質的新設の組合員数は26万7千人で前年を10.7%下回っている。これに対して、事業所の休廃止などの理由による実質的解散の組合員数は前年より20.8%増加して8万5千人となった(第5-2表)。

第5-2表 新設・解散別労働組合員数の推移

第5—2表 新設・解散別労働組合員数の推移

年次	新設組合		解散組合		①—②
	①合計	実質的新設	②合計	実質的解散	
実数					
30年	359,060	218,103	235,645	87,551	123,415
31	274,432	152,245	186,171	68,860	88,261
32	252,344	167,196	186,570	89,999	65,774
33	262,777	147,739	172,249	73,536	90,528
34	385,006	154,816	320,935	86,166	64,071
35	414,990	185,820	280,948	69,108	134,042
36	494,389	298,645	247,041	70,081	247,348
37	500,609	266,651	299,284	84,664	201,325
対前年比	%	%	%	%	%
36/35	119.1	160.7	87.9	101.4	184.5
37/36	101.3	89.3	121.1	120.8	81.4

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 32年以前は分類方法が若干異っている

なお組合員数を組織形態別にみると、企業別組織が723万人で組合員総数の80.6%をしめて依然圧倒的に多く、産業別組織は98万人、職業別組織は36万人、地域別組織は12万人に過ぎない。組合員数の動きをやや長期的にみると、増加率としては37年には35年以降はじめて鈍化がみられたが、増加数としては過去の不況期に比べて格段に高く35年の水準をも上回るものとなっている。このような増加は34年以来引き続いた雇用の増大に負うところが大きく、既設組合において増加した組合員数は34年以降年々増大し、その増加組合員総数に占める割合も高くなっている(5-1図)。

## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (2) 労働組合組織の動向

##### 2) 産業別,規模別等の動き

産業大分類別に37年の単位労働組合員数を36年と比べると,鉱業で前年につづいて約3万人減少した以外は,各産業とも増加をしめしている。特に製造業では前年とほぼ同数の34万9千人増と最も多く,増加した組合員数の55.4%をしめており,運輸通信業(9万6千人増),公務(5万人増),卸売小売業(4万2千人増)などがこれについている。しかし,増加率では卸売小売業が前年のそれを4.5ポイント上回る18.2%で最も高く,ついで製造業(12.1%),金融保険業(9.0%)の順となっている。また推定組織率についてみると,製造業,運輸通信業および電気ガス水道業では前年につづいて着実に高まっているが,鉱業は前年より13.7ポイントと大幅に低下し,また建設業でも労働者の組織化が雇用の伸びにともなわず組織率の低下がみられた(第5-3表)。

なお,製造業中分類産業について組合員数を前年と比べてみると増加数としては電気機器の7万3千人増をはじめとして,機械(4万7千人増),輸送用機器(4万人増)などが大きく,依然として金属機械関連産業が増加の中心をしめているが,増加率としてみると食料品等の消費財産業が著しい伸びをしめしている。

産業別の組合員数についてやや長期的な動きをみると,30年以降製造業が増加率,寄与率ともに著しい伸びをしめしているが,このほか卸売小売業や金融保険業などの第3次産業でも伸びが著しく,とくに卸売小売業の増加率は34年以降逐年大幅な上昇をつづけている。また,これを製造業中分類別にみると,金属機械工業の寄与率は30年以降漸次高まっており37年には65.7%と最近では最も高い比率をしめしている。しかし,景気調整の影響もあって増加率では前年に比べて若干の鈍化がみられた(第5-4表)。

第5-3表 産業別単位労働組合員数および推定組織率

第5—3表 産業別単位労働組合員数および推定組織率

産 業	組 合 員 数			推 定 組 織 率		
	36 年	37 年	対前年増減	35 年	36 年	37 年
	千人	千人	千人	%	%	%
全 産 業	8,154	8,784	630	33.1	35.2	35.5
農 林 業	89	94	5	9.9	12.5	15.3
漁 業 水 産 業	49	53	3	} 28.1	} 25.9	} 26.3
飼 養 殖 業	309	279	△ 30			
鉱 業	309	279	△ 30	79.6	77.2	63.5
建 設 業	512	539	27	29.7	32.0	27.9
製 造 業	2,892	3,241	349	31.4	34.4	35.9
卸 売 小 売 業	231	273	42	} 14.2	} 14.6	} 15.4
金 融 保 険 ・ 不 動 産 業	438	478	40			
運 輸 通 信 業	1,552	1,648	96	} 68.7	} 70.5	} 74.6
電 気 ガ ス 水 道 業	190	194	4			
サ ー ビ ス 業	1,068	1,106	38	27.5	29.7	28.4
公 務	799	849	50	60.7	65.5	63.8
分 類 不 能 の 産 業	25	30	5	—	—	—

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 対前年増減の△印は減少を示す

つぎに企業規模別の組合員数の動きを実質的新設組合の組合員数によってみると、500人未満の規模で16万1千人、全体にしめる割合は前年を若干上回って68.3%となった。しかし、この規模のうち前年に比べて増加したのは300～499人の規模のみで、300人未満の企業であらたに組織化された組合員数は前年より1万2千人(8.5%減)減少している。37年における中小企業労働者の組織化は前年ほど活発ではなかったが、なお中規模を中心としてかなりの進展をしめしているといえる(第5-5表)。

なお、男女別の組織状況をみると、男子は641万人、女子は237万人で前年に比べ男子は43万人(7.2%増)、女子は20万人(9.1%増)の増加となり組合員数にしめる女子の割合は前年に引き続いて高まった。

第5-4表 産業別単位労働組合員数の増加率と増加数に対する寄与率

第5-4表 産業別単位労働組合員数の増加率と増加数に対する寄与率 (%)

産 業	増 加 率			増加数に対する寄与率		
	30 ~35年	35 ~36年	36 ~37年	30 ~35年	35 ~36年	36 ~37年
全 産 業	4.3	8.5	7.7	100.0	100.0	100.0
農 林・漁 業	2.6	1.6	6.2	1.3	0.3	1.3
鉱 業	△ 1.9	△ 9.8	△ 9.6	△ 3.0	△ 5.3	△ 4.7
建 設 業	11.4	7.2	5.3	14.1	5.4	4.3
製 造 業	5.4	13.7	12.1	43.7	54.7	55.4
食 料 品	8.9	15.4	20.2	( 5.3)	( 4.6)	( 7.0)
織 維・衣 服	3.6	7.9	3.8	(11.9)	(10.8)	( 5.6)
木 材・家 具	7.3	13.9	12.4	( 2.3)	( 2.1)	( 2.1)
パ ル プ・出 版	4.6	8.6	5.3	( 5.6)	( 4.5)	( 3.0)
化 学・石 油・ゴ ム	4.1	9.9	9.0	(10.5)	(10.7)	(10.7)
鉄 鋼・金 属	7.1	15.5	13.1	(15.6)	(16.1)	(15.7)
機 械 器 具	8.9	19.8	18.1	(40.9)	(45.6)	(50.0)
そ の 他	6.8	10.5	10.0	( 7.8)	( 5.6)	( 5.9)
卸 売 小 売 業	6.4	13.7	18.2	4.0	4.4	6.7
金 融 保 険 業 不 動 産 業	6.9	11.0	9.1	8.2	6.8	6.3
運 輸 通 信 業	1.9	6.5	6.2	10.4	14.9	15.2
電 気 ガ ス 水 道 業	0.3	2.5	2.2	0.2	0.7	0.7
サ ー ビ ス 業	2.3	6.5	3.5	8.5	10.2	6.0
公 務	4.6	5.5	6.2	11.6	6.4	7.9

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 繊維・衣服は繊維，衣服を，鉄鋼・金属は鉄鋼，非鉄金属，金属製品を機械器具は機械，電気機器，輸送用機器，精密機器を，その他は武器，その他を含む
- 2) 30~35年は年率に換算したもの
- 3) 「増加数に対する寄与率」のうち( )内の数字は製造業を100として算出したものである

第5-5表 企業規模別実質的新設単位労働組合員数

第5—5表 企業規模別実質的新設単位労働組合員数

企業規模	35年	36年	37年
合計	157,711(100.0)	256,686(100.0)	236,160(100.0)
1,000人以上	24,139( 15.3)	41,886( 16.3)	30,392( 12.9)
500～999人	14,675( 9.3)	28,524( 11.1)	21,313( 9.0)
300～499人	} 62,644( 39.7)	24,541( 9.6)	27,165( 11.5)
100～299人		79,515( 31.0)	72,106( 30.5)
99人以下	39,185( 24.8)	66,909( 26.1)	61,931( 26.2)
その他	17,068( 10.8)	15,311( 6.0)	23,253( 9.8)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 民間企業における単位労働組合員数をしめす。  
 2) その他とは、2以上の企業にわたり組織されている組合である



## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (2) 労働組合組織の動向

#### 3) 主要団体別の動き

組合員数を加盟主要団体別にみると、日本労働組合総評議会(総評)に加盟する組合員は約412万人、全日本労働総同盟組合会論(同盟会議)に加盟する組合員が約120万人、全国産業別労働組合連合(新産別)に加盟する組合員が約5万7千人で、これら3組織に加盟する労働組合員は総組合員数の約6割をしめている。

それぞれの主要団体の動きをみると、まず総評は前年に比べ約15万人(3.9%)の増加となったが、これは日本医療労働組合協議会(約5万2千人)の一括加盟(うち全日本国立医療労働組合の約2万6千人および全日本赤十字労働組合連合会の約8千人は既加盟)、全日本硝子製壘労働組合(約7千人)の新規加盟があったこと、および全日本自治団体労働組合(約6万4千人増)、全国金属労働組合(約2万2千人増)、日本鉄鋼産業労働組合連合会(約1万7千人増)、日本私鉄労働組合総連合会(約1万5千人増)、全国一般労働組合(約1万1千人増)などでかなり組合員数の増加がみられたことによるものである。また、同盟会議は前年の全労の組合員数と比べると約9万5千人(8.6%)の増加となったが、これは改組にともなって全日本官公職労協議会(約3万9千人)が新規加盟(うち全国特定局労働組合および国鉄職能別労働組合連合の約3万2千人は既加盟)したことおよび全国金属産業労働組合同盟(約2万9千人増)、全国繊維産業労働組合同盟(約2万1千人増)、全日本自動車産業労働組合連合会(約1万7千人増)、全国化学労働組合同盟(約1万5千人増)、全国交通運輸産業労働組合同盟(約1万4千人増)、全日本海員組合(約1万2千人増)で組合員数が増加したことによるものである、また新産別では前年と比べて1万4千名の増加となった(第5-6表)。

第5-6表 主要団体別労働組合員数

第5—6表 主要団体別労働組合員数

主 要 団 体	36年 6月		37年 6月		対 前 年 増 減 数
	人	%	人	%	
総 数	8,359,876	100.0	8,971,156	100.0	611,280
日本労働組合総評議会	3,968,123	47.5	4,122,099	45.9	153,976
同 盟 会 議	(1,107,867)	(13.3)	1,202,696	13.4	94,829
全日本労働組合会議	( 751,497)	( 9.0)	798,621	8.9	47,124
日本労働組合総同盟	356,370	4.3	406,378	4.5	50,008
日本官公職労協議会	—	—	39,062	0.4	39,062
全国産業別労働組合連合	42,847	0.5	56,779	0.6	13,932
以上の団体に加盟しない全国組合	1,124,217	13.4	1,335,392	14.9	211,175
そ の 他	2,133,119	25.5	2,276,749	25.4	143,630

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

- (注) 1) 2以上の主要団体に加盟している組合員数は、それぞれの団体に重複集計してあるので主要団体別の組合員数の合計は総数と一致しない
- 2) 36年6月の同盟会議は旧全労に加盟していた組合員数であり全労は総同盟を除いた旧全労加盟組合員数である

## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (2) 労働組合組織の動向

##### 4) 労働協約の締結状況

---

37年には労働協約の適用をうける組合数は24,303組合,組合員数は553万人で前年よりそれぞれ1,4471組合および約43万人の増加となった。しかし,協約の締結率(労働協約適用組合数の締結可能組合数に対する比率)は前年の63.0%から62.3%へ,また適用率(労働協約適用組合員数の締結可能組合員数に対する比率)も同じく77.7%から77.3%へといずれもわずかながら低下をしいした。

これを産業別にみると,林業・狩猟業,運輸通信業,金融保険業および電気ガス水道業では締結率,適用率ともに80%をこえてきわめて高くなっているが,建設業,農業およびサービス業では依然として低率にとどまっている(第5-7表)。

第5-7表 産業別労働協約の適用をうける単位労働組合数および組合員数

第5-7表 産業別労働協約の適用をうける単位労働組合数  
および組合員数

産 業	適用をうける組合数	締結率	適用をうける組合員数	適用率
全 産 業	24,303	62.3	5,532,748	77.3
農 業	40	40.8	2,223	38.4
林業・狩猟業	563	99.3	86,265	99.8
漁業・水産養殖業	52	41.6	30,838	58.7
鉱 業	766	79.2	264,728	94.8
建 設 業	464	19.7	69,680	14.1
製 造 業	8,466	57.7	2,607,332	80.5
卸 売 小 売 業	1,271	57.8	191,869	70.3
金 融 保 険 業	2,382	83.9	415,746	88.4
不 動 産 業	30	54.5	6,101	83.4
運 輸 通 信 業	7,503	82.4	1,518,674	92.2
電 気 ガ ス 水 道 業	853	80.0	171,732	88.3
サ ー ビ ス 業	1,873	39.5	146,611	41.9
公 務	29	33.7	13,208	53.4
分類不能の産業	11	6.8	7,741	25.7

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

$$(注) 1) 締結率 = \frac{\text{協約適用組合数}}{\text{協約締結可能な組合数}} \times 100$$

$$\text{適用率} = \frac{\text{協約適用組合員数}}{\text{協約締結可能な組合員数}} \times 100$$

2) 締結可能とは国家公務員法、地方公務員法の適用組合を除いたもの

つぎに、組合員数規模別に協約の締結状況をみると、29人以下の規模で締結率、適用率ともに32.6%および34.8%と最低をしめし、規模が大きくなるに従ってこの比率は漸次高まっていて規模1,000人以上では締結率が82.0%、適用率が75.6%となり規模間の格差が大きいことをしめしている(第5-8表)。

また協約の内容を、(a)賃金に関する規定、(b)労使協議に関する規定、(c)議調整に関する規定の3つにわけると、(a)(b)(c)を妻あわせ規定しているものが最も多く協約適用組合総数の73.6%をしめる15,715組合、協約適用組合員総数の75.8%をしめる380万人となり、前年よりそれぞれ4割をこえる著増がみられた。一方、(a)(b)(c)のいずれか一つの規定しか有しないものは極めて少ない。

第5-8表 組合員数規模別労働協約の適用をうける単一労働組合数および組合員

第5—8表 組合員数規模別労働協約の適用をうける単一労働組合数  
および組合員数

組合員数規模	労働協約締結可能なもの		労働協約を有するもの		締結率	適用率
	組合数	組合員数	組合数	組合員数		
合計	21,101	7,382,411	10,296	5,272,404	43.8%	71.4%
1,000人以上	985	4,966,893	808	3,757,242	82.0	75.6
500~999人	903	628,167	687	480,224	76.1	76.4
300~499人	1,182	450,985	808	310,781	68.4	68.9
200~299人	1,377	336,967	891	219,943	64.7	65.3
100~199人	3,289	458,507	1,837	259,902	55.8	56.7
30~99人	7,609	444,114	3,390	210,599	44.6	47.4
29人以下	5,756	96,778	1,875	33,713	32.6	34.8

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 締結率および適用率は第5—7表(注)参照

なお、組合員数規模別に規定の種類別適用組合員数の割合をみると、(a)(b)(c)をあわせ規定するものの割合は規模が大きくなるにしたがって高くなり、組合員数29人以下の規模では42.5%にすぎないのに対し、5,000人以上の規模では82.4%をしめている。

一方、(a)(b)(c)のいずれか1つのみの規定しか有しないものは規模が小さくなるほど多くだつている(第5-9表)。

第5-9表 組合員数規模および労働協約規定の種類別単一労働組合員数の構成比

第5—9表 組合員数規模および労働協約規定の種類別  
単一労働組合員数の構成比

(%)

組合員数規模	合計	A	B	C	A・B	A・C	B・C	A・B・C
合計	100.0	3.9	2.0	0.6	13.9	1.2	4.2	74.2
5,000人以上	100.0	1.4	0.7	0.3	12.9	0.4	1.9	82.4
1,000~4,999人	100.0	3.3	1.7	0.3	15.2	1.3	5.5	72.7
500~999人	100.0	7.5	3.2	0.8	13.2	2.8	6.4	66.1
300~499人	100.0	8.2	3.9	1.1	14.8	2.1	6.2	63.6
200~299人	100.0	8.6	5.2	1.6	15.1	2.3	8.0	59.3
100~199人	100.0	11.4	5.7	2.3	16.1	3.3	7.7	53.6
30~99人	100.0	11.8	7.2	2.4	15.1	3.4	7.1	53.0
29人以下	100.0	18.3	7.5	2.0	17.0	3.4	7.3	42.5

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) Aとは賃金に関する規定(賃金に関して具体的に規定のあるもの)、Bとは労使協議に関する規定(企業経営に関して労使が協議する旨の規定があるもの)、Cとは争議調整に関する規定(労使紛争に関して第三者のあっ旋等に付する旨の規定があるもの)

2) それぞれの規定を有するものの総数に対する割合をしめす

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (3) 労働争議の動向

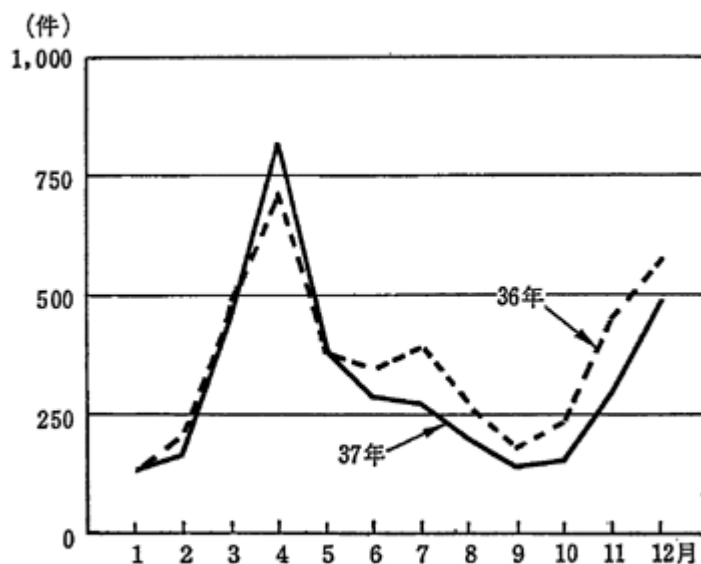
##### 1) 主要争議とその背景

37年の労働運動は、前年にもまして経済闘争を中心に展開され、とくに春季賃金闘争はその規模において好況下の前年をも上回るものとなり、またその妥結額においても前年を下回ったものの過去の景気調整下にはみられなかつた高額のものとなった。一方、技術革新やエネルギー革命、貿易自由化の進展などの条件のもとで活発に行なわれていた「合理化反対闘争」も、景気調整という条件も加わってさらに活発化し、特に合理化のきびしかった石炭産業における炭労の政策転換闘争、全炭鉱の石炭産業安定化闘争や金属鉱山における鉱業政策確立闘争などは本年の注目すべき争議として各方面の関心を集めた。また賃金につぐ要求としての労働時間短縮問題も引き続き活発にとりあげられ、なかでも海員組合ではほとんど組合の要求がいれられ注目された。

年間を通じての主要な争議としては、例年どおり春季における賃上げをめぐる一連の争議、夏季および秋季年末における一時金をめぐる一連の争議があはられるが、これとならんであるいはこれらの争議とからみ合せて炭労の政策転換をめぐる争議などが行なわれた。しかし、下期に行なわれた一時金をめぐる争議は景気調整の影響もあり規模や継続期間においても、争議行為に入ったものの割合などにおいても前年をかなり下回り、その妥結額もほぼ前年なみにとどまった。これに対して炭労の政策転換をめぐる争議等はかなり激しく行なわれ、海員組合の時間短縮をめぐる争議、長期にわたるストとロックアウトが行なわれついに年内に解決をみなかった新日本窒素水俣工場の安定賃金をめぐる争議などとともに注目された(第5-2図)。

第5-2図 労働争議の月別発生状況

第5—2図 労働争議の月別発生状況（総件数）



資料出所 労働省「労働争議統計調査」

春季賃金争議についてみると、大企業分野では景気調整による影響などから、いわゆる「総尻込み」の状況で、規模の割には激しさはなかった。しかし、反面既述の如くその件数では前年以主にふえ、また下期に至って積極的要求の争議が一般的に減少した影響もあって、春季賃金争議の年間の争議にしめる比重は前年よりさらに高まった。2～4月に賃金増額を要求して争議を行なったものの数を労働争議統計調査によってみると、総争議の件数にして746件、争議行為を伴う争議の件数にして643件と、いずれも前年より増加し、その年間の総数にしめる割合もかなり増加している。また総参加人員および行為参加人員も実数では前年よりやや減少したものの年間の総数にしめる割合では前年よりさらに増加してそれぞれ38.3%および51.9%となり、過半数をしめるに至っている。もっとも労働損失日数は実数、構成比とも前年より著しく減少している。これを33年以降のやや長期についてみると、件数、参加人員については、ほぼ一貫してその割合が増大してきている(第5-10表)。

第5-10表 春季賃金争議とその年間争議にしめる割合

第5—10表 春季賃金争議とその年間争議にしめる割合

年	総 争 議		争 議 行 為 を 伴 う 争 議			
	件 数	総参加人員	件 数	行為参加人員	労働損失日数	
	件 %	千人 %	件 %	千人 %	千日 %	
33 年	244(13.1)	1,333(15.9)	187(15.0)	820(32.3)	4,053(69.6)	
34	283(16.6)	1,950(41.6)	240(20.1)	778(40.6)	3,122(52.7)	
35	425(19.1)	1,963(28.2)	368(21.6)	432(18.5)	757(15.7)	
36	700(28.2)	3,025(33.5)	633(35.4)	1,100(51.7)	3,193(52.4)	
37	746(32.6)	2,727(38.3)	643(37.9)	978(51.9)	2,340(44.1)	

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (注) 1) ( ) 外は2～4月における賃金増額要求の争議  
 2) 労働損失日数は同盟罷業のみ  
 3) ( ) 内は年間の総数に対する割合をしめす

また争議の行なわれた企業数についてみると37年は総数にして前年の5割増となり、その増加の割合は企



業の規模が小さくなるほど大きくなっており、中小企業における賃上げ争議が前年にもまして活発に行なわれたことをしめしている(第5-11表)。また、年間における賃金増額要求争議総企業数に対する春季賃金争議の総企業数の割合をみると、これまた前年より著しく増加しており、しかも中小企業の方が割合が著しくなっている。これは、中小企業においても春季に一せいに賃上げを要求する傾向が強くなっていることを示すものと思われる(第5-12表)。

第5-11表 春季賃金争議企業数の企業規模別構成比(発生)

第5—11表 春季賃金争議企業数の企業規模別構成比 (発生) (%)

年	合 計	1,000人以上	200~999人	30~199人	29人以下
総 争 議					
35 年	100.0( 597)	27.0	29.8	27.8	5.7
36	100.0(1,257)	25.5	28.6	27.6	7.3
37	100.0(1,811)	21.0	29.2	39.3	9.4
争議行為を伴う争議					
35 年	100.0( 510)	27.2	33.8	26.9	4.7
36	100.0(1,161)	26.5	31.3	36.7	7.1
37	100.0(1,677)	21.5	28.3	39.7	9.7

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 1) ( ) 内は企業数

2) 2~4月における賃金増額要求の争議のみを集計したもの

第5-12表 企業規模別賃金争議企業数にしめる春季賃金争議企業数の割合

第5—12表 企業規模別賃金争議企業数にしめる春季賃金争議企業数の割合 (%)

年	合 計	1,000人以上	200~999人	30~199人	29人以下
35 年	51.5(56.4)	81.3(82.2)	71.2(74.4)	53.2(59.8)	20.5(19.0)
36	63.7(65.5)	76.4(79.4)	63.7(65.6)	60.1(61.2)	45.3(46.6)
37	71.8(74.1)	78.8(82.8)	72.6(74.2)	73.7(76.6)	49.0(50.9)

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) ( ) 外は総争議, ( ) 内は争議行為を伴う争議

## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (3) 労働争議の動向

##### 2) 労働争議の概況

---

既述の如く37年には,下期に至り争議がかなり著しい減少を示したため,年間を通じての争議は前年より減少した。

37年における争議は総争議の件数にして2287件,その総参加人員は712万9千人でこれを前年と比べると件数で196件(7.9%),人員で191万5千人(21.2%)の減少となり,ほぼ35年の水準となった。しかし,これを争議行為を伴う争議のみについてみると,水準としてはさらに低いものとなる。すなわち,37年の争議行為を伴う争議は1,696件,その行為参加人員は188万5千人で,これは件数では35年のそれをもやや下回り,人員では32年以降最も少ないものとなる。長期的にみても行為参加人員は33年を頂点としてむしろ減少傾向にあり,35年以降は組合員数が大幅に増加しているにもかかわらず行為参加人員はほぼ一貫して減少している(第5-13表)。

つぎに争議行為を伴う争議を行為の形態別にみると,まず,同盟罷業は1,283件,行為参加人員で151万6千人,労働損失日数で530万9千日で,いずれも前年よりかなり著しい減少を示している。これに対して工場閉鎖は件数にして64件,行為参加人員にして1万6千人,労働損失日数にして47万7千日となり,前年よりかなり増加している。また同盟怠業も件数にして805件,行為参加人員にして83万9千人となっており,これもまた前年よりやや増加している。工場閉鎖の増加は前述の新日本窒素水俣工場の争議で工場閉鎖が行なわれたことなどによるものである(第5-14表)。

---

## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (3) 労働争議の動向

##### 3) 産業別、規模別の動き

37年の争議を産業別、企業規模別にみると産業や規模によってかなり差異がある。

まず総争議の件数を産業別にみると、おゝむね各産業とも減少しているなかでも、金融保険業や卸売小売業などではかえって前年より増加し、また製造業のなかの食料品、木材・木製品、金属製品、機械などでも前年より増加している。全体に占める割合では依然製造業と運輸通信業が圧倒的に多く、両者で70%以上をしめている。

このような傾向はこれを争議行為を伴う争議のみについてみてもほぼ同様である。争議行為を伴う争議の行為参加人員についてみると、おゝむね各産業とも減少しているなかで金融保険業、卸売小売業が同じく増加しているが、それにもまして鉱業における行為参加人員の増加が著しく、政策転換闘争などがかなり激しく行なわれたことを示している。行為参加人員では製造業について鉱業、その次が運輸通信業となっており、これら3産業で全体の85%をしめている(第5-15表)。とくに労働損失日数では、鉱業のしめる割合はさらに増大し、全体の約38%をしめており、また前記3産業で全体の90%以上となっている。

第5-13表 種類別労働争議の推移

第5—13表 種類別労働争議の推移

年	総争議		争議行為を伴わない争		争議行為を伴う争議	
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	行為参加人員
実数	件	千人	件	千人	件	千人
30年	1,345	—	—	—	809	1,767
31	1,330	—	—	—	815	1,605
32	1,680	8,464	681	1,754	999	2,345
33	1,864	6,362	617	1,276	1,247	2,537
34	1,709	4,682	516	1,226	1,193	1,918
35	2,222	6,952	515	2,010	1,707	2,335
36	2,483	7,044	695	3,773	1,788	2,128
37	2,287	7,129	591	1,244	1,696	1,885
対前年増減率						
36年	11.7%	30.1%	35.0%	87.7%	4.7%	△ 8.9%
37	△ 7.9	△ 21.2	△ 15.0	△ 67.0	△ 5.1	△ 11.4

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(注) 1) 30年および31年の総件数は繰越された争議のうち争議行為および第三者関与のないものは含まれていない

2) △印は減少を示す

第5-14表 作業停止争議および同盟怠業の推移

第5-14表 作業停止争議および同盟怠業の推移

年	作業停止争議			同盟罷業			工場閉鎖			同盟怠業	
	件数	行為参加人員	損失日数	件数	行為参加人員	損失日数	件数	行為参加人員	損失日数	件数	行為参加人員
実数	件	千人	千日	件	千人	千日	件	千人	千日	件	千人
30年	659	1,033	3,467	638	1,029	3,307	40	9	160	310	1,000
31	646	1,098	4,562	631	954	2,353	44	168	2,269	337	737
32	830	1,557	5,652	810	1,555	5,561	53	8	128	385	1,240
33	903	1,279	6,052	887	1,180	5,826	58	116	531	551	1,680
34	887	1,216	6,020	872	1,214	5,926	52	7	194	522	1,104
35	1,063	918	4,912	1,053	917	4,810	34	15	2,746	972	1,777
36	1,401	1,680	6,150	1,386	1,678	6,092	52	9	144	750	701
37	1,299	1,518	5,400	1,283	1,516	5,309	64	16	477	805	839
対前増減率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
36年	31.8	84.1	25.2	31.6	83.0	26.7	52.9	△40.0	△94.8	△22.8	△60.6
37	△7.3	△9.6	△12.2	△7.4	△9.7	△12.9	23.1	77.8	231.3	7.3	19.7

資料出所 労働省「労働争議統計調査」 (注) △印は減少を示す

第5-15表 産業大分類別行為参加人員および労働損失日数

第5-15表 産業大分類別行為参加人員および労働損失日数 (%)

産 業	30 年	35 年	36 年	37 年
行為参加人員				
全 産 業	100.0 千人 (1,767)	100.0 千人 (2,335)	100.0 千人 (2,128)	100.0 千人 (1,885)
飲 業	26.4	18.3	17.8	25.8
建 設 業	0.0	1.6	1.9	1.6
製 造 業	29.6	29.7	49.2	41.5
卸 売 小 売 業	0.7	0.5	0.4	0.6
金 融 保 険 業	0.1	1.4	0.5	1.5
運 輸 通 信 業	34.3	22.1	18.9	17.9
電 気 ガ ス 水 道 業	2.8	3.1	3.4	5.3
サ ー ビ ス 業	1.1	5.2	4.6	3.8
公 務	1.8	16.7	3.3	1.8
そ の 他	3.1	1.0	0.0	0.2
労働損失日数				
全 産 業	100.0 千日 (3,467)	100.0 千日 (4,912)	100.0 千日 (6,150)	100.0 千日 (5,400)
飲 業	23.7	63.0	20.8	37.7
建 設 業	0.0	0.4	0.9	0.6
製 造 業	59.6	19.5	57.0	41.5
卸 売 小 売 業	0.5	0.4	0.2	0.4
金 融 保 険 業	0.1	2.6	0.5	0.6
運 輸 通 信 業	11.9	7.5	15.8	12.1
電 気 ガ ス 水 道 業	0.6	1.0	1.6	3.5
サ ー ビ ス 業	1.3	4.4	2.9	3.2
公 務	0.8	0.9	0.4	0.4
そ の 他	1.5	0.0	0.0	0.0

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (注) 1) 行為参加人員は争議行為を伴う争議の行為参加人員である  
2) 労働損失日数は作業停止争議の労働損失日数である

つぎに、企業規模別の争議発生状況をみると、中小企業における賃金争議の増加を反映して中小規模では増大しているのに対し、大規模では逆に前年より減少している。まず総争議の発生企業数についてみると総数では136企業(3.4%増)前年より増加して4,194企業となったが、5,000人以上の規模では前年より減少し、特に5,000人以上の規模では1割以上の減少をしめしている。

これに対して、1,000人未満の規模ではおむね前年より増加しており、特に29人以下の規模では前年より165企業、3割以上の増加となっている。この結果、企業総数にしめる29人以下の企業の割合は大幅に増加して約16%となり、前年のそれと対照的な動きを示している。

これを争議行為を伴う争議のみについてみると、この傾向はさらに著しい。すなわち29人以下の規模は前年に比べて53%の増加となり、企業総数にしめる割合も約5ポイントの増加を示している(第5-16表)。

第5-16表 企業規模別労働争議発生企業数の構成比

第5—16表 企業規模別労働争議発生企業数の構成比

年	(%)					
	合計 (企業数)	1,000人 以上	500~ 999人	100~ 499人	30~ 99人	29人以下
30年	—(1,913)	—(56.9)	—(10.0)	—(15.3)	—(11.3)	—( 6.9)
31	1,577(1,087)	25.2(31.1)	10.2(11.2)	29.1(27.4)	17.8(14.8)	17.1(15.5)
32	2,462(1,757)	25.1(30.3)	10.2(10.0)	25.2(23.8)	38.3(35.9)	
33	5,495(4,650)	22.3(23.0)	9.1( 8.9)	37.4(39.5)	21.4(21.2)	9.5( 7.1)
34	2,402(1,746)	26.4(30.6)	12.6(14.8)	26.1(25.1)	19.7(16.3)	13.8(11.3)
35	3,137(2,459)	22.4(23.3)	10.2(11.1)	26.8(27.5)	24.5(23.1)	15.7(14.5)
36	4,058(3,222)	21.7(21.9)	11.0(11.4)	31.8(32.4)	23.3(23.7)	12.2(10.6)
37	4,194(3,505)	19.4(19.6)	11.3(11.0)	31.1(31.5)	22.5(22.9)	15.8(15.0)

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (注) 1) ( ) 外は総争議, ( ) 内は争議行為を伴う争議  
 2) 規模不明のものが若干あるので必ずしも合計と一致しない  
 3) 規模別の数字は合計をそれぞれ100とした構成比である  
 4) 30年は事業所数である。33年および34年を除き官公営を含まない

## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (3) 労働争議の動向

#### 4) 要求事項別の動き

37年に発生した争議を要求事項別にみると、景気調整下にもかかわらず賃金増額要求の争議が前年より増加し、積極的要求の争議が総数にしめる割合は前年よりさらに増加した。一方、消極的要求も、解雇反対、被解雇者の復職要求の争議が前年よりも増加したため、総数にしめる割合が増大し、同情ストや政治ストなどのその他の争議のみが前年より著しい減少を示した。

まず総争議の件数を要求事項別にみると、賃金増額要求は前年のような大幅な増加はみられなかったもののなお22件増加して1,126件となり、要求事項総数にしめる割合も48.7%に増加した。これについて臨時給与金要求が703件、総数にしめる割合で30.4%となっているが、これは件数にして109件、構成比にして1.2ポイントと前年よりかなり減少を示している。また解雇反対は前年より20件、1.3ポイント増加してそれぞれ137件、5.9%となっている。

この結果積極的要求のしめる割合は85.8%となり、消極的要求のしめる割合は7.8%となった。一方、その他の要求は前年より50件と著しい減少を示し、その構成比も前年の約半分の2.2%となった。

このような要求事項別の動きをやや長期的にみると、賃金増額要求のしめる割合は30年以降、ほぼ一貫して増加しており37年には30年当時の約3倍となっている。また、33年の景気調整期にはこの割合が低下しているのに、37年には、中小企業における賃金増額要求が盛んであったことを反映し、前年より高まったことが注目される。一方、解雇反対要求は、不況時には増加しつつも長期的には減少の傾向が明らかであり、また37年は33年に比べてその増加の程度が著しく少ない。また臨時給与金要求は好況の初期にやや増加し、不況時にやや減少を示しつつもその構成比はほぼ同一の水準を維持している。一方、その他の要求の争議は35年を頂点として急速に減少している(第5-19表)。

なお、以上のような要求事項別の構成比およびその長期的傾向は、これを争議行為を伴う争議の件数でも、また争議発生企業の数でもほぼ同様である。ただ、賃金増額要求の争議は連合して行なわれる場合が多くまた争議行為を伴うものが多いのでこれを企業数でみると、37年には総争議で58.3%、争議行為を伴う争議のみでみると62.16%をしめるに至っている。

#### 第5-17表 主要要求事項別争議件数の推移

第5—17表 主要要求事項別争議件数の推移（総争議）

年	要求事項 総数	積極的要求			消極的要求		その他
		合計	賃金増額	臨時給与金	合計	解雇反対	
30年	1,538件 (100.0)	936件 (60.9)	267件 (17.4)	503件 (22.2)	407件 (26.5)	191件 (12.4)	11件 (0.7)
31	1,419 (100.0)	1,002 (65.1)	355 (23.1)	476 (33.5)	267 (18.8)	162 (11.4)	10 (0.7)
32	1,768 (100.0)	1,299 (73.5)	522 (29.5)	553 (31.3)	266 (15.0)	162 (9.2)	12 (0.7)
33	1,874 (100.0)	1,455 (61.1)	429 (22.9)	533 (28.4)	342 (18.2)	218 (11.6)	211 (11.3)
34	1,711 (100.0)	1,182 (69.1)	467 (27.3)	552 (32.3)	227 (13.3)	144 (8.4)	185 (10.8)
35	2,222 (100.0)	1,642 (72.6)	805 (36.2)	638 (28.7)	138 (6.2)	93 (4.2)	369 (16.6)
36	2,566 (100.0)	2,125 (82.8)	1,104 (43.0)	812 (31.6)	170 (6.6)	117 (4.6)	106 (4.1)
37	2,313 (100.0)	1,984 (85.8)	1,126 (48.7)	703 (30.4)	181 (7.8)	137 (5.9)	50 (2.2)

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (注) 1) ここにいうその他とは同情ストおよび政治ストなどであり、これ以外にこの表のいずれの項にも含まないその他の賃金、その他作業条件などの要求事項がある
- 2) 発生のみである
- 3) ( )内は総数を100とした構成比をしめす



## 第2部 各論

### 5 労使関係

#### (3) 労働争議の動向

##### 5) 継続期間の動き

37年に解決した争議を継続期間別にみると、5日以下のものしめる割合が前年より減少し、一方、31日以上のものしめる割合は前年より増加していて争議の継続期間は長期化している。

まず総争議の解決件数を継続期間別にみると、5日以下のものが645件と前年より75件(10%減)減少し、一方、31日以上のは510件と前年より18件(4%増)増加した。そのため、その総数にしめる構成比は5日以下が28.8%と前年よりさらに減少し、31日以上が22.7%と前年よりさらに増加している。

このような継続期間別の動きは、これをやや長期的にみても35年以降一貫して5日以下のものしめる割合は減少し、これに対して31日以上のものしめる割合は増大しており、全体として長期化の動きがみられる。以上のような継続期間別の構成比およびその長期的傾向は、これを争議行為を伴う争議の件数のみにについても、また争議解決の企業数でもみてほぼ同様であるが、総争議より争議行為を伴う争議の方がその傾向がより著しくなっている(第5-18表)。このように争議の継続期間が長期化しているのは賃金増額要求の争議が中小企業を中心に増大し、しかもそれが長期化する一方、解雇反対、事業所の休廃止反対等の争議も依然として長期のものが増大していることによるものと思われる(第5-3図)。このことは、企業規模別にみた作業停止争議の継続期間の動きにもうかがわれる(第5-19表)。

第5-18表 継続期間別労働争議解決企業数の構成比

年	合計	5日以下	6~30日	31日以上
総争議				
35年	100.0 (3,507)	30.4	36.7	32.9
36年	100.0 (3,825)	20.9	44.2	34.9
37年	100.0 (4,225)	20.4	36.9	42.7
争議行為を伴う争議				
35年	100.0 (2,459)	34.0	38.1	27.9
36年	100.0 (2,935)	22.9	44.3	32.8
37年	100.0 (3,476)	21.2	34.8	44.0

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

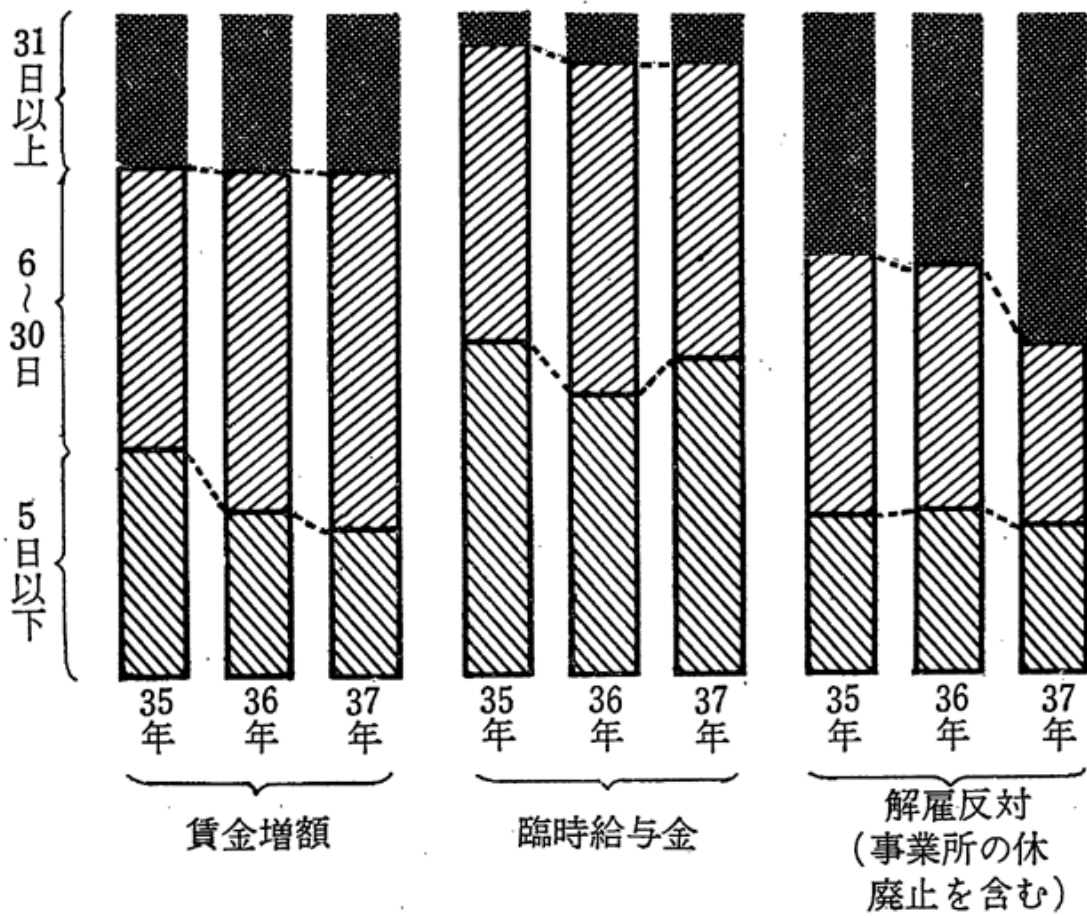
(注) 1) ( )内は企業数

2) 民間企業のみ

第5-3図 要求事項別継続期間別争議件数構成比

第5—3図 要求事項別継続期間別争議件数構成比

(争議行為を伴う争議)



資料出所 労働省「労働争議統計調査」

第5-19表 企業規模および作業停止日数別作業停止争議解決企業数

第5—19表 企業規模および作業停止日数別作業  
停止争議解決企業数

企業規模	合計	5日以下	6～30日	31日以上
総数	2,993(100.0) <sup>%</sup>	1,828 (61.1) <sup>%</sup>	918 (30.7) <sup>%</sup>	247 (8.2) <sup>%</sup>
1,000人以上	582(100.0)	379 (65.1)	172 (29.6)	31 (5.3)
200～999人	860(100.0)	545 (63.4)	250 (29.1)	65 (7.6)
199人以下	1,551(100.0)	904 (58.3)	496 (32.0)	151 (9.7)

資料出所 労働省「労働争議統計調査」

- (注) 1) 企業規模は常用労働者数による  
2) 官公営を除く